破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５１４号
札幌市白石区菊水元町７条３丁目２番12号
破産者　島　　博雅
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年８月22日午前11時
平成24年５月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５８８号
大阪府東大阪市小阪２丁目８番19号、開始決定時の住所大阪府東大阪市豊浦町３番29―114号
破産者　上坂　晃一
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年７月23日午後３時30分
平成24年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０５号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目10番10号
破産者　保井　孝介
1　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
2　一般調査期日　平成24年８月27日午後４時
平成24年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目19番３―506号パールハイム若葉、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目25番102号
破産者　嶋崎誠一郎
1　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
2　一般調査期日　平成24年９月19日午前10時10分
平成24年５月23日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９２号
岡山市南区妹尾3418番地の２
破産者　不二交通工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
2　一般調査期日　平成24年９月７日午後２時
平成24年５月24日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５号
岡山市南区海岸通２丁目６番１号
破産者　岡山光木材株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
2　一般調査期日　平成24年８月31日午後３時40分
平成24年５月24日
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第１８２７５号
埼玉県三郷市さつき平２丁目２番１―702
破産者　鳥越　淳二
特別調査期日　平成24年６月28日午前11時30分
平成24年５月21日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第４１２９号
大阪市西成区鶴見橋２丁目９番11号
破産者　株式会社ランタン
1　期日　平成24年６月22日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２８７号
神奈川県横須賀市池田町３丁目４番７号
破産者　黒田　秀男
免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
平成24年５月22日
横浜地方裁判所横須賀支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３０１０号
大阪市北区大淀中５丁目12番37号
清算株式会社　株式会社メガロ
代表清算人　石塚アサ子
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第５号
和歌山県日高郡印南町印南4064番地１
再生債務者　株式会社ＬＯＲＤＬＡＮＤ　ＷＡＫＡＹＡＭＡ　ＧＣ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区堂島１丁目１番５号梅田新道ビルディング８階　弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士　福森　亮二
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年５月21日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号
横浜市中区山下町23番地
再生債務者　セントラルビル株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月18日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第２３号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目８番15号
再生債務者　株式会社ひぐち
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３号
佐賀県鹿島市古枝甲470番地11
再生債務者　株式会社パックス・トーア
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年５月18日　佐賀地方裁判所武雄支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５号
埼玉県越谷市大字野島256番地６
再生債務者　蓮沼芳美津
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第３９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目31番16―207号ソフィア鶴ヶ島
再生債務者　杉山恵美子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部